

笠置町監査委員告示第2号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年4月25日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和5年2月28日(水) 午前9時から午後0時30分まで
場 所	笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象	1 訪問介護事業所の廃止について 2 1月定期監査における指摘事項について (1) いこいの館裁判の和解について (2) 地域プロジェクトマネージャーについて 3 総合計画書の実施計画の作成状況について
収受資料等	笠置町介護保険サービスについてのお知らせ

2. 監査内容

笠置町社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所が2月末日で廃止されるに至

った経緯並びに今後町として考えている方向性について確認するとともに、1月定期監査において指摘しているいこいの館裁判の和解に伴う公共料金の免除並びに地域プロジェクトマネージャーに係る人件費の予算措置状況、また総合計画に係る実施計画についての作成状況を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

【1 訪問介護事業所の廃止について】

令和元年度から社会福祉協議会より訪問介護員数の確保、補助金の増額要望等があり、実状としてヘルパーの人員不足、それに伴う利用者数の低迷、職員は代休取得できない等の職場環境、それらの負の要因から訪問介護事業所としては赤字だと伺っている。町としては、訪問介護事業所が常勤換算等の府が指定する要件を満たせないことに鑑み、町指定で基準該当サービスとして事業継続できるよう手立てをしてきたとのことであったが、ヘルパー確保の見通しが立たない中、令和4年度に全てのヘルパーが退職されることに伴い令和5年2月末に事業所を廃止することであった。本監査において、上記内容について担当課長より口頭での説明があったが、時系列、日付、対応者、協議内容、対応方針等をまとめたうえ書面提出がされないことには内容が理解できない。担当課長自身も説明に苦慮している様子であったことから、再度内容を精査して要点をとりまとめたうえ報告されたい。これは他の業務についても同様であることから考え方を改められたい。

町内の訪問介護事業所が廃止になるという事実は、町自体の価値が衰退していることであるから、根本的に行政として如何に対策するのか十分に議論しないといけない。単に町外の民間事業所が代替すれば良いという話ではない。社会福祉協議会とは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう住民生活を支える組織団体であり、住み良い町を作っていくことが本来の趣旨であることを鑑みてもらいたい。やはり社会福祉協議会が訪問介護事業を実施するという事は、利用者としては顔見知りの方が訪問されるわけで、安心感もあり様々な点で利点がある。それを町外の民間事業者が代替すれば、それはビジネスになってしまう。受けるサービスは同じだが、利用者にとってのサービスを享受する感覚というのは異なってくる。行政

としては訪問介護事業所の存続を最後まで手立てできなかつた結果、2月28日で廃止するのであれば、今後の事業展開についてお知らせを早期にするべきではなかつたのか。各戸配布を3月に実施すると聞いているが、それが町民に対する行政としての適切な対応であるとは言い難い。そのような対応では住み良い町づくりは到底できないと考えられることから、この点については切に改められたい。3月に全戸配布することで町民からの問い合わせも想定されるが、その際は明確に丁寧な説明をされたい。本事業についてだけでなく、新たに取り組む事業、見直しが必要な事業、廃止を要する事業等について庁内で今まで以上に議論をしてもらいたい。仕事に対する姿勢を真摯に改善願う。

【2 1月定期監査における指摘事項について】

(1) いこいの館裁判の和解について

水道料金の免除に係り、公債権及び税を除く私債権等を含めた形での債権管理条例の制定が必要とのことから、他市町村の実施状況を参酌しながら骨子を作成しており、延滞金並びに督促手数料を町民に課す観点から5月にパブコメ予定であり、6月定例会に上程を検討していると伺っている。また、地方自治法施行令171条の7には債権を免除するに要する期間を10年と定めているが、税条例や他の幾つかの自治体では5年と定めており、何年とするかについては検討中とのことであった。

なぜ地方自治法施行令では10年という期間を設けているかと言うと、不納欠損をすることで調定が無くなることになり、それは行政債権の消滅となり、結果として徴収ができなくなる。その期間を少しでも長く設けることで債権債務の存在に基づいて行政が勧奨できる期間が確保され、債務者に対して期間中に改善する可能性が残される。その期間を短くすることは徴収を放棄することと同義であり、行政として早期に判断を下しているのではないか、公平性に欠けるのではないかと考えられることから、地方自治法施行令との位置付けを十分に整理されたい。

また、12月定例会において和解に係る監査委員の意見として、苦渋の判断として認めたが、理解はしないということを議会に報告している。その際、行政が対応する事項として4つの項目について記載しているので履行を願いたい。

なお、指定管理料を返還しないことについて、契約書の内容から赤字補填という

ことで事業者に特段の不当性はないと裁判所が判断していると考えられるが、それは行政が作成した契約書に起因する。一年目の契約書では、分割払いが明記されていたが、二年目はその箇所が削除され年間 1,200 万円を払うという内容に変更されている。これは赤字補填であろうが行政は支払を履行するという契約を結んだことと同義である。過去の経過を見るに、事業者は修理、補修、改善を要望したが議会での承認を得られなかった。予算措置が困難であったことから、当時の行政はやむを得ず契約書の内容を変更して対応してしまったと考えられる。本来はやはり、行政として補正予算を組んで議会に説明を行っていく必要があった。つまり、指定管理料が赤字補填ではないという明確な対応がなされていなかったと捉えることができる。そこには行政側の不適切な問題が残っていることとなる。それに対して税金で処置を行うことが果たして適切な行為であるのかという点を問いたい。当時の執行部に責任を迫及することが困難なことは理解できるが、道義的な問題として措置する方法は考えないといけないのではないか。町長が最終的に下した決断のプロセスを住民に説明を願いたい。

(2) 地域プロジェクトマネージャーについて

地域プロジェクトマネージャーに係る人件費の予算措置については、予算計上費目と支出費目が異なっていると 1 月に伺っていたが、確認の結果、商工費で当初に予算計上をして、同一費目で支出ということで、流用や充当などを行っておらず適正な支出ということであった。また、プロジェクトマネージャーに係る特別交付税については、内訳は不明であるが交付は厳しい状況であると伺っている。

地域活性化企業人や地域プロジェクトマネージャーについては、笠置町が負担金や人件費を支出して企業から派遣を受けており、様々な経験から着想を得ている民間の知恵を借りて、それを笠置町に投影させていくことになるが、活動内容、活動実績等が見えないことから、主要な取り組み事業や活動報告をとりまとめのうえ見える化を図るとともに適宜評価をされたい。

既得権のように派遣元の企業や交付税額を念頭に置くのではなく、まずは目標設定をした上で、それを達成するために必要な企業を選別すれば良いのではないか。何のために派遣されているのかということを今一度考えてほしい。

【3 総合計画書の実施計画の作成状況について】

実施計画については決裁中であるものの、令和5年度から令和7年度までの3箇年計画であり、令和4年度の当初予算額をベースに作成しており、事業項目と事業概要についても記載していると伺っている。決裁後に改めて説明をするとのことであるが、適宜計画の進捗を確認しながら運用を図られたい。

以 上